



インター周辺区画整理だより

発行者：富士市 都市整備部 市街地整備課 インター周辺区画整理担当

TEL：0545-55-2976

お知らせ！ 5街区1号地 大規模保留地を販売します！

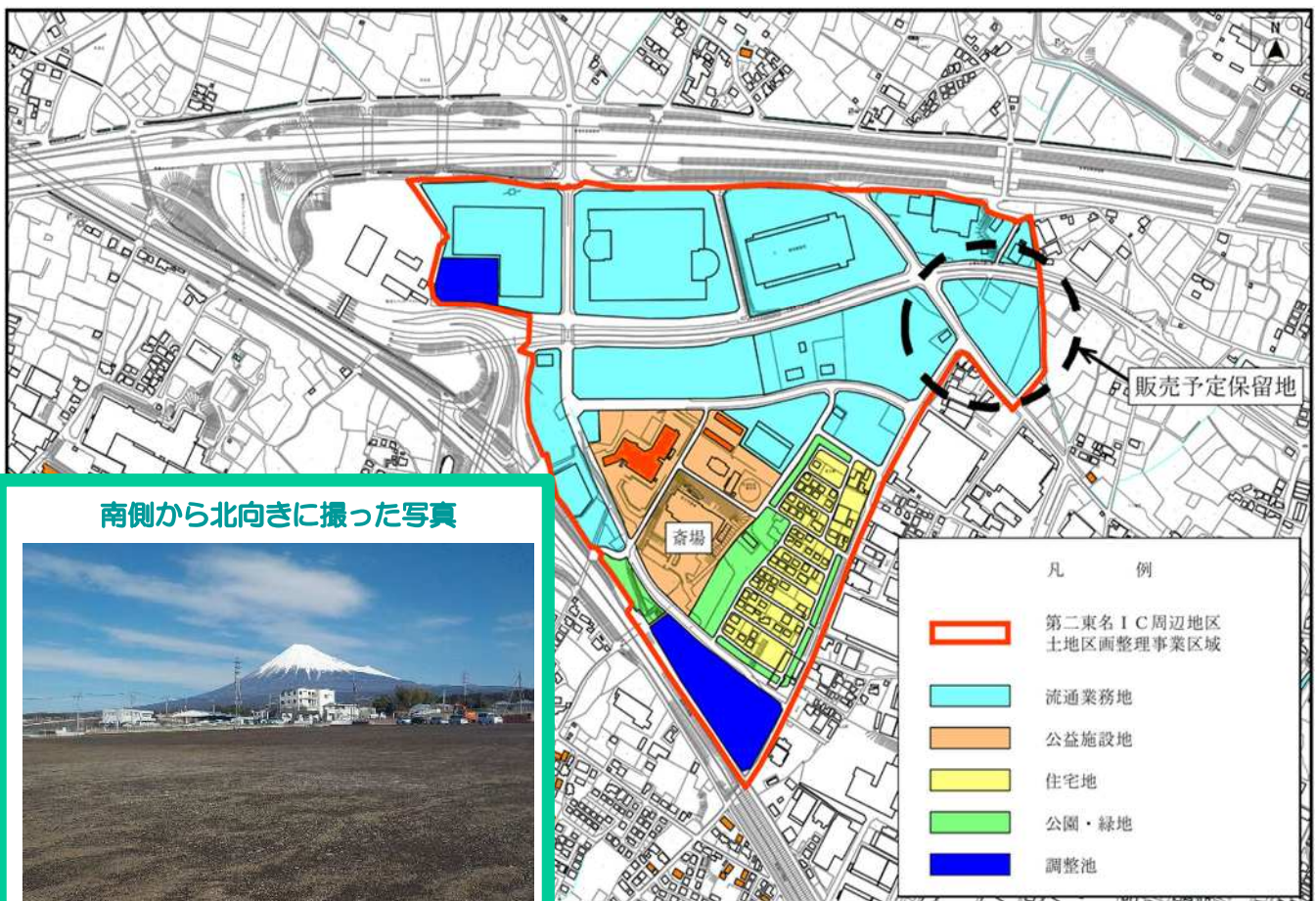
3月5日号の広報ふじに掲載しましたが、地区内最後となる5街区1号地の大規模保留地を、一般競争入札で販売します。

☆☆ 大規模保留地（1区画）の概要 ☆☆

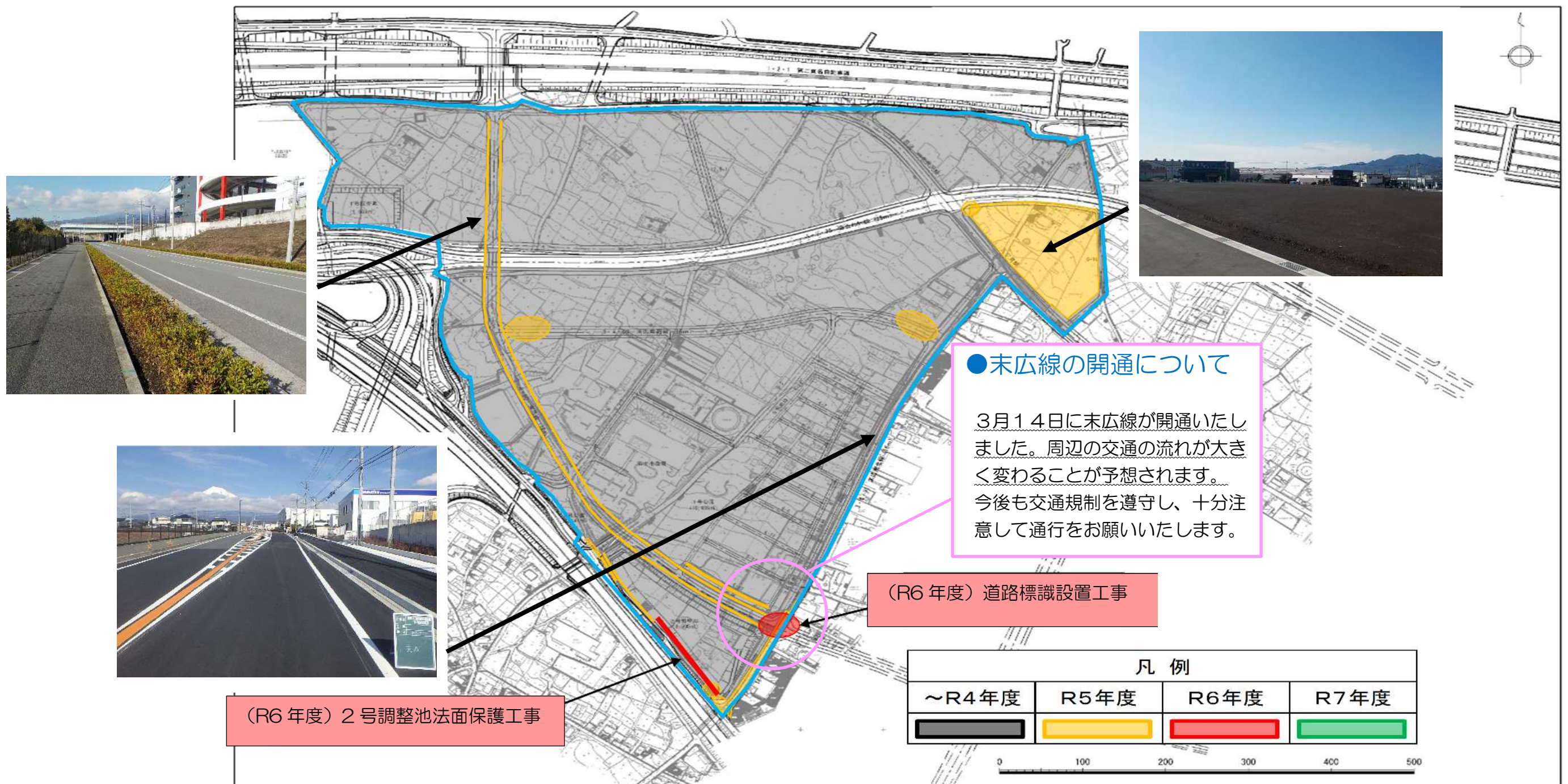
○場所	5街区1号地（富士市大淵 2672 番地の1 付近）
○地目	宅地
○都市計画	市街化区域
○用途区域	準工業地域（地区計画あり）
○建ぺい率	60%（角地緩和により 10%加算）
○容積率	200%
○売却最低価格	762,000,000 円（46,600 円/㎡）
○引渡し予定	令和6年7月

※ 保留地の詳細や入札の情報は、富士市ウェブサイトに掲載しています。

【位置図】



お知らせ2 令和5年度工事の報告と令和6年度工事の予定について



●令和5年度工事について

16M-1号線ほか街路築造、末広線植樹、5街区造成、末広東西線保安施設設置等を行いました。

●令和6年度工事について

令和5年度で予定していた工事は全て完了しましたが、公共施設を将来管理者へ引継ぐための小規模工事を行います。(2号調整池法面保護、道路標識設置 等) 引き続き、皆様にはご迷惑をお掛けしますがよろしくお願いします。

お知らせ3 事業完了までのながれ

第二東名 IC 周辺地区土地区画整理事業は、皆様のご協力もあり、令和5年度には予定していた工事は全て完了しました。今後は、令和7年度末の換地処分を目指し作業していきます。換地処分が行われると、現在の仮換地が正式なものとなり、土地や建物の登記や住所が新しいものとなります。

権利者の方ご自身で行なっていただく手続きもありますので、令和7年度に住民説明会を予定しています。事業完了までの概ねの予定は、以下のとおりです。

- | | |
|-------|---|
| 令和6年度 | <ul style="list-style-type: none">・施設移管のための整備・5街区1号地大規模保留地売却・登記簿、権利関係整理 |
| 令和7年度 | <ul style="list-style-type: none">・住民説明会、大字変更・換地処分、清算金の徴収交付 |

お知らせ4 区画整理事業に係る手続きについて

権利の変更、建築行為等は、手続きが必要です。ご不明点がありましたら、お問い合わせ下さい。

権利の変動

地区内の土地の売買・相続等による所有権の移転に関しては、下記のとおりお願いします。

- 仮換地…権利移転後、「**所有権移転届出書**」に所有権の移転を証する書類を添付して提出して下さい。
- 保留地…権利移転前に事前に市街地整備課までご相談下さい。

建築行為等の制限

事業を円滑に進めるため、建築行為等の制限があります。土地区画整理事業の施行の障害となる恐れがある、建築物の新築、改築、増築、または移動の容易でない物件の設置、堆積あるいは切土、盛土等がある場合は、許可（土地区画整理法第76条申請）が必要です。事前に本課まで相談のうえ

「**事業区域内行為許可申請書**」を、提出して下さい。

仮換地証明書・保留地証明書

仮換地証明書は、区画整理前の従前の土地が、仮換地指定によりどこの土地に仮換地をされたかを証明するものです。保留地証明は、権利の取得日および保留地がどこにあるかを証明するものです。権利変動の手続きをする場合、建物表示登記を行う場合、金融機関からの融資を受ける場合など、証明書が必要となります。申請には、「**仮換地証明願**」「**保留地証明願**」を提出して下さい。

なお、事前に連絡を入れていただくとスムーズに発行できます。

※「所有権移転届出書」「事業区域内行為許可申請書」「仮換地証明願」「保留地証明願」の各種書式は、富士市ウェブサイトに掲載しています。

富士市 都市整備部 市街地整備課 インター周辺区画整理担当

〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地

E-mail: to-shigaichi@div.city.fuji.shizuoka.jp

TEL: 0545-55-2976 FAX: 0545-51-0475

土地区画整理事業の説明は、富士市ウェブサイトでも御覧いただけます。

<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/machi/c1502/fmervo000000702n.html>